

提出書類一覧

被扶養者として申請する方の状況			提出書類の名称	取得先	
全員提出			健康保険被扶養者(異動)届	健保HP、事業所	
	但し、子の出生の場合は不要		世帯全員の住民票	市区町村役場	
	新生児の子の場合		扶養状況届AまたはB 『母子健康手帳(出生届出済証明のページ)のコピー』	健保HP、事業所 市区町村役場等	
① 配偶者が被扶養者でない場合 (夫婦共同扶養) *2			配偶者の収入が確認できる書類(写) (給与所得の源泉徴収票)【コピー】等 現在の収入と相違がある場合は給与証明(給与明細書)の直近3ヶ月以上(写) 育児休業等取得時収入見込額証明書(該当する場合)	勤務先等	
② 学生(高校生までは不要)			在学証明書、または学生証(写)	学校	
収入がない	1年以内に退職	雇用保険加入	③ 受給しない	離職票1・2(写)、雇用保険失業等給付に関する届出書	退職時の勤務先
			④ 受給予定(待機期間中)	離職票1・2(写)、雇用保険受給資格者証(両面)、雇用保険失業等給付に関する届出書	退職時の勤務先 ハローワーク
			⑤ 受給延長	離職票1・2(写)、受給期間延長通知書、雇用保険失業等給付に関する届出書	退職時の勤務先 ハローワーク
			⑥ 受給終了	雇用保険受給資格者証(両面写) (「支給終了」印が確認できること)	ハローワーク
	⑦ 雇用保険未加入		退職証明書等(雇用保険未加入であることが明記されていること)	退職時の勤務先	
	⑧ 個人事業を廃業した場合		廃業届(写)または廃業した事実を証明できるもの	税務署、保健所	
	収入がある	⑨ 働いている場合(パート・アルバイトを含む)		就労状況申立書	健保HP等より申立書を入手 勤務先にて証明
⑩ 自営業(農業・不動産業等)		確定申告書(写)および収支内訳書(写)	税務署		
⑪ 利子・配当		利息計算書(写)、配当金計算書(写)、預金通帳(写)等	金融機関等		
⑫ 出産手当金、傷病手当金、 その他休業補償 *4		支給決定通知書(写)等、手当金の金額が確認できるもの	退職時の加入先健保組合等		
⑬ 雇用保険失業給付受給中 *4		雇用保険受給資格者証(写) (第1面～第4面まで)	ハローワーク		
⑭ 年金・恩給を受給		直近の支払通知書(写)や改定通知書(写)	日本年金機構、総務省 個人年金等加入先		
身体に障害のある場合	⑮ 障害年金を受給していない		障害者手帳(写)		
	⑯ 障害年金を受給中		直近の支払通知書(写)や改定通知書(写)	日本年金機構	
⑰ 被保険者と別居している場合 *5			振込明細(写)等、仕送りの状況が確認できるもの(6ヶ月分以上)	金融機関等	

*1 上記以外にも、被扶養者の認定上必要がある場合は、追加の書類を提出していただくことがあります。

*2 共働きの夫婦が共同して子を扶養する場合の認定は、原則、夫婦の年間収入の多い方とします。

よって、申請時に配偶者や他の子が扶養されていない場合は夫婦の年間収入を確認するため、配偶者の収入がわかる書類の添付が必要となります。

*3 一度就職した後に学生になった方や、働きながら学校に在籍している方は③～⑭に該当するいずれかの書類を提出してください。

*4 ⑫、⑬の受給額が月額3,612円(60歳以上は5,000円)以上ある場合は被扶養者になれません。

*5 生活費の手渡しは、仕送りの事実を証明できないので不可とします。

注) 提出書類が不明の場合は、健康保険組合へ相談ください。